

土地改良事業関係補助金交付要綱

昭和31年8月13日付け31農地第3966号

最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2970号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
北 海 道 知 事
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

殿

農 林 水 産 事 務 次 官

第1 農林水産大臣は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する土地改良事業等に要する経費は、別表の事業等の欄に掲げる事業又は事務に要する経費とし、その事業等の区分、事業等又は補助対象事業の区分、採択基準等及び補助率は、当該各欄に掲げるとおりとする。

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出する。
なお、その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等が別に通知する日までとする。

第5 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者にその旨を通知するものとする。

2 農林水産大臣は、第3第2項による書類の提出を受けたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、北海道開発局長を經由し補助事業者にその旨を通知するものとする。

第6 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第7 農林水産大臣は、第6第3項による書類の提出を受け、規則第3条第1号の規定により承認する場合、北海道開発局長を經由し補助事業者に通知するものとする。

第8 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に届け出なければならない。

- 2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 1 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（1）、（2）、（8）、（9）、（10）及び（11）の事業（ただし、（8）の事業のうち草地畜産基盤整備事業及び農村地域復興再生基盤総合整備実施計画、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業、農業基盤整備促進事業及び低コスト農地整備推進実証事業、（10）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業並びに（11）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

（1）都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

（ア）経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセントを超える経費の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

（イ）事業内容の変更

- a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減
- b 工種の新設、変更又は廃止
- c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

（2）団体が行う事業

ア 事業主体の変更

イ 地区相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更

（ア）工種別の事業量の30パーセントを超える増減

（イ）工種の新設、変更又は廃止

- 2 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（3）の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

（1）資金造成額の30パーセントを超える額の増減

（2）交付金総額の30パーセントを超える額の増減

- 3 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（4）の事業に係るものにあつては、次

に掲げる変更以外の変更

(1) 地区相互間の間接補助金の額の流用

(2) 地区ごとに次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30パーセントを超える経費の額の増減

イ 事業内容の変更

a 人員配置の変更

b 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止

4 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（5）の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 事前探査の範囲に著しい変更

(2) 事前探査に要する経費の30パーセントを超える額の増減

5 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（7）の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の（1）から（5）までの事業に要する経費（間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費）のそれぞれの30パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更

6 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（8）の事業のうち農村地域復興再生基盤総合整備実施計画、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（10）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業並びに（11）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 調査地域ごとに事業費の30パーセントを超える増減

(2) 調査地域の変更

(3) 調査項目の変更又は廃止

7 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（8）及び（9）の事業のうち草地畜産基盤整備事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 経費の配分の変更

ア 各地区における次に掲げる変更

(ア) 工種別の経費の30パーセントを超える増減。ただし、増減額が400万円（純工事費、測量設計費、用地費及び補償費以外のものにあつては50万円）以下の場合を除く。

(2) 事業内容の変更

ア 当該事業の受益草地により管理経営を行う者の変更

イ 受益草地面積の30パーセントを超える増減

ウ 工種別事業量の30パーセント（草地整備改良、草地造成改良及び野草地整備改良以外の工種別事業量については、400万円以下に相当する事業量以下の場合を除く。）以上の増減

エ 工種の新設、変更又は廃止

8 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（9）の事業のうち農業基盤整備促進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

（1）経費の配分の変更

ア 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる（1）の事業に要する経費と（2）の事業に要する経費の相互間の流用

イ 事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる（1）の事業のうちアからカまでの事業に要する経費の相互間の30%を越える増減

（2）事業実施主体の変更

9 別表（第2の表）の事業等の欄に掲げる（9）の事業のうち低コスト農地整備推進実証事業に係るものにあつては、工種別の事業量の30パーセントを超える額の増減以外の変更

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出し、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の指示を受けなければならない。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第11 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。ただし、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 第1項に規定する時期のほか、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補

助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、補助事業者から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額報告書が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告するとともに、別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等による返還命令を受け手これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等に報告しなければならない。

第14 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、第13第2項の提出を受け、補助金の額を確定する場合、北海道開発局長を経由し補助事業者に通知するものとする。

3 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限によりがたい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第15 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、第6第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 第16 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 第17 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、
- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

- 第18 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第17の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第19 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による補助金調書を作成しておかなければならない。

第20 補助事業者のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第21 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第19までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記1 補助金交付申請書（第3関係）、補助事業変更等承認申請書（第6関係）、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由並びに補助事業の遂行状況を記載した書類（第10関係）、補助金交付申請の取り下げ及びその理由を記載した書類（第11関係）、遂行状況報告書（第12関係）及び補助金実績報告書（第13第1項関係）の提出先

補助事業者の区分	提出先
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。	国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産大臣
(3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業のうち技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業のうち技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別記2 補助金交付申請書の提出期限を定める者（第4関係）、補助金の交付決定をする者（第5関係）、補助金変更等の承認者（第6関係）、補助事業の一部を他の者に実施させる場合の実施に関する契約内容を記載した書類の提出先（第8関係）、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に指示を求める者（第10関係）、補助事業遂行状況報告を概算払請求書の提出をもって代える場合の概算払請求書を定める者（第12関係）、消費税仕入控除税額の報告先等（第13第4項関係）、交付すべき補助金の額を確定する者（第14関係）、交付決定の取り消しをする者（第15関係）及び財産等処分の承認をする者（第17関係）

補助事業者の区分	決定者等
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち北海道内に所在するもの。 (3) 全国土地改良事業団体連合会 (4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業のうち技術実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会 (5) 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体	農林水産大臣
(6) 沖縄県 (7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業のうち技術実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会 (8) 農業基盤整備促進事業を行う市町村及び農業者団体のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(9) その他の補助事業者	地方農政局長

別表（第2の表）

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採択基準等	補助率		摘要
			都府県	北海道	
(1) 都道府県が行う農道整備事業	1 基幹農道整備事業	<p>農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）又は半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール）以上、車道幅員がおおむね4メートル（沖縄県、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄及び奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）を除く。以下単に「離島」という。）、奄美群島、振興山村又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね3メートル）以上であり、かつ、その総事業費が1億円以上であるもの</p>	<p>(1) ア 当該補助事業費の50% イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (2) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、当該補助事業費の3分の2 (3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85% (4) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2 (5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</p>	当該補助事業費の55%	
	2 一般農道整備事業	<p>次に掲げる一に該当するもの (1) 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積がおおむね50ヘクタール（振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール）以上で総事業費が5千万円以上であり、かつ、全幅員がおおむね4.5メートル（特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された区域をいう。以下同じ。）、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、おおむね4メートル）以上であるもの (2) 樹園地を主体とした農用地若しくは野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地（以下「野菜指定産地」という。）における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下「野菜指定産地における畑地域」という。）又は田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下「田畑輪換を行う水田地帯」という。）において行う農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの ア 総事業費及び全幅員が(1)の条件に適合する幹線農道 イ 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道 ウ 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道</p>	<p>(1) ア 当該補助事業費の50% イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85% (3) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2 (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (5) 採択基準等の欄(3)の事業にあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p>	当該補助事業費の55%	

		<p>エ 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地帯又は田畑転換を行う水田地帯において行うものを除く。）</p> <p>(3) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域又は農村振興局長（以下、「局長」という。）が定める地域の農業集落を結ぶ農道（農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林事務次官依命通知）第4の1の(2)のエに規定するものに限る。）の新設、改良若しくは附帯整備又はこれと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、次の条件に適合するもの</p> <p>ア 農道本体のみの場合</p> <p>(7) 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。</p> <p>(イ) 総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>(ウ) 車道幅員がおおむね4メートル以上であること。</p> <p>イ 附帯整備を併せて行う場合</p> <p>(7) 農業集落道整備</p> <p>アの農道と接続して、一体的な機能を果たすもの</p> <p>(イ) 農村交流基盤整備</p> <p>アの農道に附帯又は隣接して設置するものであって、その事業費が農道本体の整備に要する事業費の30%以内であるもの</p>			
(2) 都道府県が行う諸土地改良事業	<p>1 農業水利施設情報可視化事業</p> <p>2 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業</p>	<p>農業水利施設情報可視化事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2090号農林水産事務次官依命通知）第2及び第3に掲げる要件に該当するもの</p> <p>畑地かんがい推進モデルほ場設置事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第124号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる事業に該当するもの</p>	<p>当該補助事業費の50%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の75%</p> <p>(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3</p>	<p>当該補助事業費の50%</p> <p>当該補助事業費の50%</p>	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	<p>土地改良施設維持管理適正化事業</p> <p>(1) 土地改良施設維持管理適正化事業</p> <p>(2) 施設改善特別対策事業</p> <p>(3) 安全管理施設整備対策事業</p>	<p>1 全国土地改良事業団体連合会が当該年度の当該事業に要する経費の3分の2以上を造成する。</p> <p>2 都道府県土地改良事業団体連合会は地方公共団体からの補助金を受けて当該都道府県土地改良事業団体連合会に係る経費の3分の2以上を全国土地改良事業団体連合会に拠出すること。</p> <p>3 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務</p>			<p>土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の10分の9に充てる額の3分の1以内。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費の50%以内</p>

<p>(4) 都道府県が行う 国営造成施設管理 体制整備促進事業 並びに市町村及び 土地改良区が行う 国営造成施設管理 体制整備促進事業 に要する経費に対 し都道府県が補助 する事業</p>	<p>国営造成施設管理 体制整備促進事 業</p>	<p>国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）第2及び第3によるものとする。</p>	<p>(1) 操作体制整備型 ア 当該間接補助事業費の60% イ 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、当該間接補助事業費の85% (2) 管理体制整備型 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2分の1</p>	<p>(1) 操作体制整備型 当該間接補助事業費の70% (2) 管理体制整備型 当該間接補助事業費の2分の1</p>	
<p>(5) 沖縄県が行う不 発弾等事前探査又 は沖縄県知事が適 当と認める市町村 若しくは団体が 行う不発弾等事前 探査に対し沖縄県 が補助する事業</p>	<p>不発弾等事前探 査</p>	<p>不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付け50構改D第307号農林事務次官通知）第2に掲げる不発弾等事前探査であつて沖縄総合事務局長が適当と認めたもの</p>	<p>(1) 沖縄県が行う不発弾等事前探査については、当該事前探査に要する経費の100%以内 (2) 沖縄県知事の適当と認める市町村又は団体が行う不発弾等事前探査については、当該間接補助事前探査に要する経費の100%以内</p>		
<p>(6) 施設管理者が行 う土地改良施設P C B廃棄物処理促 進対策事業に要す る経費に対し都道 府県が補助する事 業</p>	<p>土地改良施設P C B廃棄物処理 促進対策事業</p>	<p>土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる要件に該当するもの</p>	<p>当該間接補助事業費の50%</p>	<p>当該間接補助事業費の50%</p>	
<p>(7) 都道府県が行う 土地改良融資事業 等指導監督並び に都道府県土地改 良事業団体連合会 及び土地改良区が 行う土地改良融資 事業等指導監督に 要する経費に対し 都道府県が補助す る事業並びに都道 府県土地改良事業 団体連合会及び公 募団体が行う土地 改良融資事業等指 導監督</p>	<p>土地改良融資事 業等指導監督</p>	<p>土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) 都道府県が行う土地改良区体制強化事業 (2) 都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良区体制強化事業（都道府県土地改良事業団体連合会が行う技術実践向上研修を除く。）に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち技術実践向上研修 (4) 公募団体が行う土地改良区体制強化事業（特定被災土地改良区復興支援対策を除く。） (5) 公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策（当該対策に係る事務を含む。）</p>	<p>採択基準等の欄の(1)及び(3)の事業については、当該補助事業費の50%以内、(2)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内</p>	<p>都府県の欄に同じ</p>	<p>採択基準等の欄の(4)の事業に要する経費並びに(5)の事業及び事務に要する経費については、定額補助</p>
<p>(8) 農村地域復興再 生基盤総合整備事 業実施要領（平成 25年2月26日付 け</p>	<p>1 復興再生基 盤総合整備事 業</p>	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>		

<p>24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第3に規定する事業の実施区域(以下「事業実施区域」という。)が所在する県が当該区域において行う農村地域復興再生基盤総合整備事業、事業実施区域が所在する市町村又は土地改良区、事業指定法人その他の者が当該区域において行う農村地域復興再生基盤総合整備事業に対し事業実施区域が所在する県が補助する事業</p>	<p>2 農地整備事業</p> <p>(1) 経営体育成型</p> <p>(2) 畑地帯担い手育成型</p> <p>(3) 畑地帯担い手支援型</p> <p>(4) 耕作放棄地型</p>	<p>局長通知)第2の1の別紙1の要件に該当するもの</p> <p>(1) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の1の要件に該当するもの(但し、農業経営高度化支援事業を除く。)</p> <p>(2) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業。</p> <p>(1) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の2の要件に該当するもの(但し、農業経営高度化支援事業を除く。)</p> <p>(2) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の2の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業。</p> <p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の3の要件に該当するもの</p> <p>(1) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の4の要件に該当するもの(但し、農業経営高度化支援事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業、耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。)又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(3) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は間接補助事業費の55%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%</p> <p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%(但し、営農水事業のみを行うものにあつては、当該補助事業費の45%)</p> <p>(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%(但し、営農水事業のみを行うものにあつては、当該補助事業費の50%)</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(3) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p>
---	---	--	--

	地活用推進事業を除く。))。		
	(2) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の4の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業。	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%	
	(3) 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の4の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業のうち耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業。	(2) 特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%	
(5) 通作条件整備型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の2の別紙2-1の第5の5の要件に該当するもの	定額	
3 水利施設整備事業			
(1) 基幹水利施設整備型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の3の別紙3-1の第4の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50%	
		(2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%(但し、農業集落間型を除く。)	
		(3) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%(但し、農業集落間型を除く。)	
(2) 農業用水再編対策型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の3の別紙3-1の第4の2の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50%	
		(2) 農村地域復興再生生産基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の3の別紙3-1の第4の1の(7)の要件に該当する事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%	
(3) 地域用水機能増進型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の3の別紙3-1の第4の3の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%	

(4) 流域水質保全機能増進型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の3の別紙3-1の第4の4の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%
(5) 排水対策特別型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の3の別紙3-1の第4の5の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%
(6) 水利区域内農地集積促進型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の3の別紙3-1の第4の6の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山漁村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%（但し、水利区域内集積促進事業を除く。）
(7) 基幹水利施設保全型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の3の別紙3-1の第4の7の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%
(8) 地域農業水利施設保全型	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の3の別紙3-1の第4の8の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山漁村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%
4 農地防災事業		
(1) 防災ダム工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第3及び別紙4-1の運用別紙1のIの2の要件に該当するもの	当該補助事業費の55/100
(2) 防災ため池工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第3及び別紙4-1の運用別紙1のIの2の要件に該当するもの	(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費の55/100 (2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費の50/100 （但し、 ア 離島において行うものにあつては、当該補助事業費の52/100 イ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平

		成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙4-1の運用別紙1の1の1の(2)のうち、豪雨による決壊を防止するために行うものであって、別紙4-2の第3の(10)のア又はイの区域で実施するもの にあつてはアの規定にかかわらず、当該補助事業費の55/100)
(3) 地震対策ため池防災工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-2の第3及び別紙4-1の運用別紙1の1の2の要件に該当するもの	(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100 (2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の又は当該間接補助事業費の52/100)
(4) 防災ダム等利活用保全施設整備工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-2の第3及び別紙4-1の運用別紙1の1の1の要件に該当するもの	当該補助事業費の50/100(但し、関連施設にあつては、当該補助事業費の1/3)
(5) ため池整備工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のIIの2の要件に該当するもの	(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100 (2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100) (3) ため池再編総合整備計画に基づき複数のため池で行う事業にあつては、当該補助事業費又は間接補助事業費の50/100 (4) ため池利活用保全整備工事にあつては、当該補助事業費の又は間接補助事業費の50/100 (5) ため池保全体制整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100 (6) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費の50/100
(6) ため池整備工事(特別対策型)	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のIIの2の要件に該当するもの	(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100 (2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100) (3) ため池再編総合整備計画に基づき複数のため池で行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100 (4) 旧農業用ため池で行うものにあつては、(1)から(3)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、離島において行うものにあ

(7) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のⅡの2の要件に該当するもの	<p>っては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100)</p> <p>(5) ため池利活用保全整備工事にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(6) ため池保全体制整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(7) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100</p> <p>(2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(3) ため池利活用保全整備工事にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(4) ため池保全体制整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(5) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費の50/100</p>
(8) ため池水質改善工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のⅡの2の要件に該当するもの	<p>(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100</p> <p>(2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100)</p> <p>(3) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費の50/100</p>
(9) 用排水施設整備工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のⅡの2の要件に該当するもの	<p>(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100（但し、土砂崩落を防止するものにあつては、離島において行うものを除き、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100)</p> <p>(2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100)</p> <p>(3) 用排水施設等利活用保全整備工事にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(4) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費の50/100</p>
(10) 湖岸堤防工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のⅡの2の要件に該当するもの	<p>(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100)</p> <p>(2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100)</p>

		(3) 用排水施設等利活用保全整備工事にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100 (4) 実施計画策定事業にあっては、当該間接補助事業費の50/100
(11) ため池等農地災害危機管理対策事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のIIの2の要件に該当するもの	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100
(12) ため池緊急防災対策事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のIIの2の要件に該当するもの	当該補助事業費の50/100
(13) ため池緊急防災体制整備促進事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第4及び別紙4-1の運用別紙1のIIの2の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100（但し、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙4-1の運用別紙1のIIの1の(10)のウの事業を除き、実施要領別紙4-2の第3の(10)のア又はイの区域で実施するものにあつては、55/100) (2) 実施計画策定事業にあっては、当該間接補助事業費の50/100
(14) 湛水防除工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第5及び別紙4-1の運用別紙1のIIIの2の要件に該当するもの	(1) 大規模事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100 (2) 小規模事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100
(15) 農地侵食防止工事業 ア 県営事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第6及び別紙4-1の運用別紙1のIVの2の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50/100（但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100） (2) 農地侵食防止工事業と併せ行う関連工事業であつて、ア 土地の平均傾斜度が15度未満のものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の45/100（但し、北海道又は離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100） イ 土地の平均傾斜度が15度以上のものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100 (3) 農地侵食防止工事業と併せ行う関連工事業のうち地域防災施設整備工事業にあつては、(1)及び(2)の規定にかか

イ 団体営事業		<p>ならず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(1) 農地侵食防止工事にあつては、当該間接補助事業費の50/100</p> <p>(2) 農地浸食防止工事と併せ行う関連工事にあつては、当該間接補助事業費の45/100（但し、離島において行うものにあつては、当該間接補助事業費50/100）</p> <p>(3) 実施計画策定事業にあつては、当該間接補助事業費50/100</p>
(16)農地機能保全対策工事	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第6及び別紙4-1の運用別紙1のIVの2の要件に該当するもの</p>	<p>当該補助事業費の50/100</p>
(17)特殊自然災害対策工事	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第6及び別紙4-1の運用別紙1のIVの2の要件に該当するもの</p>	<p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p>
(18)地盤沈下対策工事	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第7及び別紙4-1の運用別紙1のVIの2の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費の55/100</p> <p>(2) 小規模事業にあつては、当該補助事業費の50/100</p>
(19)農村地域環境保全総合整備事業	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第8及び別紙4-1の運用別紙1のVの2の要件に該当するもの</p>	<p>(1) 農地等防災保全対策工事にあつては、事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる農地防災事業のうち、(1)から(17)の事業又は工事に対応する補助率の欄に掲げる補助率</p> <p>(2) 関連工事にあつては、当該補助事業費の45/100</p> <p>(3) 地域環境保全対策工事にあつては、当該補助事業費の50/100</p>
(20)特定農業用管路等特別対策事業	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-2の第8及び別紙4-1の運用別紙1のVの2の要件に該当するもの</p>	<p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100</p>
(21)地域ため池総合整備事業	<p>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け</p>	<p>(1) 調査計画事業にあつては、当該補助事業費50/100</p> <p>(2) 総合整備事業のうち、ア 大規模事業にあつては、当該補助事業費55/100</p>

	24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-1の運用別紙1のⅦ及び運用別紙3の第5の要件に該当するもの	イ 小規模事業にあつては、当該補助事業費の50/100 (但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の52/100) ウ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)運用別紙3第5の2の(8)の要件に該当するものにあつては、ア及びイの規定にかかわらず、当該補助事業費の55/100 (但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の60/100)
(22)農業用河川 工作物応急対 策工事	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-1の運用別紙1のⅧ及び運用別紙4の第1の1の要件に該当するもの	(1) 大規模事業にあつては、当該補助事業費の55/100 (2) 小規模事業のうち、 ア 県及び市町村が行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の52/100) イ 土地改良区等が行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60/100)
(23)農業用道路 横断工作物緊 急対策事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-1の運用別紙1のⅧ及び運用別紙4の第1の2の要件に該当するもの	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100
(24)土地改良施 設耐震対策事 業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-1の運用別紙1のⅨ及び運用別紙5の第3の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50/100 (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52/100
(25)農村災害対 策整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)第2の4の別紙4-1の運用別紙1のⅩ及び運用別紙2の第4の要件に該当するもの	(1) 調査計画事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100 (2) 整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100(但し、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)取扱別紙2の第4の2の(1)のウの要件に該当するもの(団体営事業にあつては、同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの)にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100(但し、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の又は当該間接補助事業費の60/100))

(26)ため池群整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の4の別紙4-1の運用別紙1のXI及び運用別紙6の第4の要件に該当するもの	(1) 調査計画事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50/100 (2) ため池群整備工事のうち、 ア 大規模事業にあつては、当該補助事業費の55/100 イ 小規模事業にあつては、当該補助事業費の50/100（但し、以下に掲げる場合には、それぞれ以下に定める補助率とする。） (7) 農村振興局長が別に定める地域で行うものにあつては、当該補助事業費の55/100 (イ) 離島において行うものにあつては、(7)の規定にかかわらず当該補助事業費の60/100 (3) ため池群管理体制整備事業にあつては、当該補助事業費又は間接補助事業費の50/100（但し、農村振興局長が別に定める地域で行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55/100）
5 震災対策農業水利施設整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の5の別紙5-1の第4の要件に該当するもの	(1) 耐震性点検・調査計画事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 耐震化整備事業のうち、 ア 大規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% イ 小規模事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%
6 地すべり対策事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の6の別紙6-1の要件に該当するもの	(1) 地すべり防止工事にあつては、当該補助事業費の1/2 (2) 関連工事のうち、 ア 区画整理及び暗渠排水にあつては、当該補助事業費の1/3 イ 農道の整備のうち、 ① 傾斜度が15度未満である場合にあつては、当該補助事業費の45/100 ② 傾斜度が15度以上である場合にあつては、当該補助事業費の1/2 (3) かんがい排水施設及びため池の整備にあつては、当該補助事業費の1/2
7 農業集落排水事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の7の別紙7-1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 機能診断調査及び最適整備構想の策定にあつては、(1)の規定にかかわらず、定額（但し、機能診断調査にあつては一処理区当たり200万円、最適整備構想の策定にあつては一市町村当たり500万円を、それぞれ助成の限度額とする。）
8 中山間地域総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の8の別紙8-1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%

	9 草地畜産基盤整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の9の別紙9の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%（但し、基本施設整備事業及び利用施設整備事業のうち草地林地総合整備型にあっては、当該補助事業費の55%）	
	10 農村地域復興再生基盤総合整備実施計画	農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第5及び農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）第2の10の別紙10の要件に該当するもの	定額	
(9) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団体が行う農業競争力強化農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農業競争力強化農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 農地整備事業 (1) 経営体育成型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。） (2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60% (5) 水源地域対策関連事業にあっては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
	(2) 耕作放棄地型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業のうち耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60% (5) 水源地域対策関連事業にあっては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%（ただし、農業経営	(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

		高度化支援事業のうち農業経営高度化促進事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業を除く。)	
		定額	定額
(3) 中山間地域型	(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業のうち耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用推進事業		
	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の60%	当該補助事業費の55%
	(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
(4) 中山間傾斜農地型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）	(1) 当該補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の60%	当該補助事業費の55%
	(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
(5) 国営事業促進型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 離島、特別特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
2 実施計画等策定事業			

(1) 実施計画策定事業		当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%
(2) 換地等調整事業		<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の60% 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の55%
3 草地畜産基盤整備事業			
(1) 草地整備型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%
(2) 畜産担い手総合整備型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の2/3、離島において行うものにあつては当該補助事業費の55%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の2/3） (3) 利用施設整備事業にあつては、当該補助事業費の50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の2/3、離島において行うものにあつては当該補助事業費の55%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の2/3） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の50%（ただし、耕作放棄地活用対策を行うものにあつては、当該補助事業費の55%） (3) 利用施設整備事業にあつては、当該補助事業費の50%（ただし、耕作放棄地活用対策を行うものにあつては、当該補助事業費の55%）
(3) 草地林地総合整備型	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の55%（ただし、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の60%） (3) 利用施設整備事業あつては、当該補助事業費の55%（ただし、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の60%） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画策定事業にあつては、当該補助事業費の50% (2) 基本施設整備事業にあつては、当該補助事業費の55% (3) 利用施設整備事業にあつては、当該補助事業費の55%
(4) 草地整備利用促進事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画策定にあつては、当該補助事業費の50% (2) 草地整備改良、用排水施設整備、雑用水施設整備にあつては、当該補助事業費の50%（ただし、沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の2/3、離島において行うものにあつては、当該補助事業費の 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画策定にあつては、当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山

	<p>4 農村環境計画策定事業</p> <p>5 農業基盤整備促進事業</p> <p>(1) 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 暗渠排水</p> <p>ウ 土層改良</p> <p>エ 区画整理</p> <p>オ 農作業道</p> <p>カ 農用地の保全</p> <p>キ 調査・調整</p> <p>ク 指導</p> <p>(2) 定額助成</p> <p>6 低コスト農地整備推進実証事業</p>	<p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の2の要件に該当するもの</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第6の2の要件に該当するもの</p>	<p>55%、奄美群島において行うものにあつては、当該補助事業費の2/3)</p> <p>(3) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、隔障物整備にあつては、定額</p> <p>当該補助事業費の50%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又当該間接補助事業費の80%</p> <p>(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%（ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うものうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては当該補助事業費の65%、畑地帯において行うものにあつては当該補助事業費の2/3)</p> <p>(4) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(3) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、隔障物整備にあつては、定額</p> <p>当該補助事業費の50%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%（ただし、北海道が事業実施主体となり、畑地帯において整備を行うものにあつては、当該補助事業費の52%）</p> <p>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	
<p>(10) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>1 農地整備事業</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業</p> <p>(2) 農業生産基</p>	<p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p>	

	盤整備附帯事業	日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するもの	(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%	(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%
	(3) 営農環境整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%	(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%
	(4) 農業経営高度化支援事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するもの	当該補助事業費及び間接補助事業費62.5%	当該補助事業費及び間接補助事業費の62.5%
	(5) 機構集積推進事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の12.5% (2) 沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の7.5% (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の10%	(1) 当該補助事業費の12.5% (2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の7.5% (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の10%
	2 実施計画等策定事業 (1) 実施計画策定事業		当該補助事業費の62.5%	当該補助事業費の62.5%
	(2) 経営体育成促進換地等調整事業		(1) 当該間接補助事業費の62.5% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の82.5% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の67%	当該間接補助事業費の62.5%
	3 農村環境計画策定事業		当該補助事業費の62.5%	当該補助事業費の62.5%

(11) 都道府県が行う 水利施設等保全高 度化事業、市町村 及び土地改良区等 が行う水利施設等 保全高度化事業に 要する経費に対し 都道府県が補助す る事業	1 一般型				
	(1) 基幹水利施設整備型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%	事業等又は補助事業の区分の欄の1の一般型又は2の特別型と併せ行う農村地域防災減災事業の補助率については、農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）によるものとする。
	(2) 農業用水再編対策型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%	
	(3) 地域用水機能増進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%	
	(4) 流域水質保全機能増進型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%	
	(5) 排水対策特別型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%	
(6) 基幹水利施設保全型	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80%（ただし、機能保全計画の策定は除く。） (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%（ただし、機能保全計画の策定は除く。）	当該補助事業費の50%		

2 特別型

(1) 産地収益力向上型

ア 高収益作物導入促進型

(1) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）

- (1) 当該補助事業費の50%
- (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80%
- (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%
- (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%

- (1) 当該補助事業費の50%
- (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

(2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業

- (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%
- (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80%
- (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
- (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%

- (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%
- (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

イ 畑地帯総合整備型

(ア) 畑地帯担い手育成型

(1) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの（ただし、農業経営高度化支援事業を除く。）

- (1) 当該補助事業費の50%
- (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%
- (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
- (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3

- (1) 当該補助事業費の52%
- (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

(2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業

当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

(イ) 畑地帯担い手支援型

水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第6の1の要件に該当するもの

- (1) 当該補助事業費の50%
- (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%
- (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の52%
- (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3
- (5) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、(1)か

- (1) 当該補助事業費の52%
- (2) 営農用水事業を単独で行う場合にあっては、当該補助事業費の45%

			<p>ら(4)までの規定にかかわらず、当該補助事業費の45% (ただし、沖縄県において行うものにあつては当該補助事業費の75%、離島において行うものにあつては当該補助事業費の50%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の52%)</p> <p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60% (ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うものうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては当該補助事業費の65%、畑地帯において行うものにあつては当該補助事業費の2/3)</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の80% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯に</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (ただし、北海道が事業実施主体となり、畑地帯において整備を行うものにあつては、当該補助事業費の52%) (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯に</p>
<p>(2) 農地集積促進型</p>		<p>(1) 水利施設等保全高度化事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するもの (但し、農業経営高度化支援事業を除く。)</p> <p>(2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業</p>		
<p>3 簡易整備型</p>		<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) 第6の1の要件に該当するもの</p>		
<p>4 実施計画策定事業</p>				

		<p>おいて行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の65%</p> <p>(5) 施設計画策定事業及び機能保全計画策定事業にあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず、定額</p>	<p>おいて行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>(3) 施設計画策定事業及び機能保全計画策定事業にあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、定額</p>
--	--	--	---

(備考)

- 1 昭和55年3月31日における旧過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域(過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。)で昭和55年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき昭和54年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算の係る国の補助については、なお従前の例による。
- 2 平成2年3月31日における旧過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域(過疎地域振興特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。)で平成2年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき平成2年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算の係る国の補助については、なお従前の例による。
- 3 都道府県営排水対策特別事業実施要綱(昭和54年7月10日付け54構改D第375号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和61年度以前に採択された地区及び都道府県営水田農業確立排水対策特別事業実施要綱(昭和62年8月21日付け62構改D第904号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和62年度から平成4年度までに採択された地区のうち、現に施行している地区に係る平成5年度以降の国の補助については、第2に規定する表の事業等又は補助対象事業の区分の欄の「水田営農活性化排水対策特別事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。
- 4 地域改善対策農業基盤整備事業実施要綱(昭和62年4月1日付け62構改D第329号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和62年度から平成8年度までに採択された地区のうち、平成9年3月31日において現に施行している地域改善対策農業基盤整備事業であつて、当該事業に要する費用につき平成8年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成9年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 5 平成7年度及び平成8年度に採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成9年4月1日付け9構改D第254号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(7)採択基準等の欄の(1)のオの(オ)に掲げる農場型交換分合に係る平成9年度及び平成10年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 6 平成8年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成9年10月8日付け9構改D第242号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(6)採択基準等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 7 平成9年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成10年5月20日付け10構改D第429号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)から(7)に掲げる事業であつて、当該費用につき平成9年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成10年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 8 平成10年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成11年10月1日付け11構改D第409号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(2)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 9 平成11年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成12年10月31日付け12構改D第775号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 10 この改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱に基づき平成12年度までに採択された事業については、改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)に掲げる事業に係る補助率を適用する。
- 11 平成14年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成15年4月1日付け14農振第2503号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(5)及び(6)に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 12 平成15年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成16年3月30日付け15農振第2749号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(5)及び(6)に掲げる事業であつて、当該費用につき平成15年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成16年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 13 平成18年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18農振第2023号農林水産事務次官依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(4)の3及び(7)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 14 地域ぐるみため池保全活動推進事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1942号農林水産事務次官依命通知)に基づき平成13年度から平成14年度までに採択された地区のうち、平成20年3月31日において現に施行している地域ぐるみため池保全活動推進事業であつて、当該事業に要する費用につき平成19年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成20年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 15 平成20年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成21年4月1日付け20農振第2224号農林水産事務次官依命通知。以下「平成21年4月改正通知」という。)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、平成21年4月改正通知による改正後の事業等の欄の(3)事業等又は補助対象事業の区分の欄の「基幹農道整備事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。ただし、平成20年度までに採択された平成21年4月改正通知による改正前の(3)に掲げる事業のうち、補助率の欄の(1)の市町村営のものに係る補助率については、なお従前の例による。
- 16 土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成22年4月1日付け21農振第2441号農林水産事務次官依命通知)による改正後のこの通知の規定は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の補助

(平成21年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度に支出するべきとされた国の補助を除く。)について適用し、平成21年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度に支出するべきものとされたもの及び平成21年度以前の歳出予算に係る国の補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 17 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)第2の4の農地防災事業であって、平成25年度補正予算(第1号)成立日前に採択された地区の国の補助については、なお従前の例による。
- 18 平成24年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成26年3月28日付け25農振第2273号農林水産事務次官依命通知。以下、「平成26年3月改正通知」という。)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(2)の事業のうち補助対象事業の区分の欄の(2)から(7)までに掲げる事業並びに同表の事業等の欄に掲げる(5)及び(11)から(13)までの事業については、なお従前の例による。
- 19 平成25年度までに採択された平成26年3月改正通知による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(15)の事業のうち水利施設整備事業の基幹水利施設保全型の補助率については、なお従前の例による。
- 20 平成27年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成28年4月1日付け27農振第2260号農林水産事務次官依命通知。以下「平成28年度4月改正通知」という。)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(7)、(9)及び(11)の事業については、なお従前の例による。
- 21 平成29年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成30年3月30日付け29農振第2970号農林水産事務次官依命通知。以下「平成30年度4月改正通知」という。)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(9)、(10)、(11)、(12)、(13)及び(14)に掲げる事業については、なお従前の例による。

平成 年度〇〇事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。ただし、別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣 殿
（別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由）

都道府県知事（補助事業者代表者） 氏 名 ㊟

平成 年度において下記のとおり を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱により
補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
 - 2 収支予算書（別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第2、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び低コスト農地整備推進実証事業にあつては別紙第3のとおり。）
 - 3 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第4のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第5及び別紙第6、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び低コスト農地整備推進実証事業にあつては別紙第7及び別紙第8のとおり。）
 - 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
 - 5 添付書類
 - (1) 都道府県又は市町村の補助金交付規程又は要綱
 - (2) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
 - (3) 資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - (4) 収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類
- (注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。
2 補助金交付規程は、団体営事業及び草地畜産基盤整備事業のうち都道府県知事が認める事業指定法人が行う事業（以下「公社営事業」という。）のみ添付すること。
3 全国土地改良事業団体連合会、直接補助事業を行う都道府県土地改良事業団体連合会、直接補助事業を行う土地改良区等及び公募団体の場合にあつては5の（2）から（4）に関する書類を添付すること。
4 計画変更及び実績報告の場合にあつては、これらに変更があつた場合のみ添付すること。
5 草地畜産基盤整備事業にあつては、都道府県の条例又は規則を添付すること。

別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備 考
	円	円	%	円	円	円	
〇〇事業工事費							
△△△地区							
◇◇◇地区							
☆☆☆地区							
計							

(注) 草地畜産基盤整備事業にあつては、「土地改良区等費」欄を、「その他」欄に読み替えること。

予算議決（又は予算議決予定）平成 年 月 日

別紙第2

収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減額	備 考
国庫補助金 (1)適正化事業補助金 (2)事務費補助金 賦 課 金 (1)適正化事業賦課金 (2)事務費賦課金 そ の 他 計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備 考
交 付 金 事 務 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計	円	円	円	

予算議決（又は予算議決予定）平成 年 月 日

別紙第3

収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計	円	円	円	円	

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、低コスト農地整備推進実証事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「情報化施工の効果や課題の調査等」を記載し、補助事業者が農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体の場合は、「情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別紙第4

経費の配分及び事業計画の概要

都道府県営事業の場合

事業名	地区名	施行年度	(全計) 年度～年度 年度～年度	受益面積	ha	前年度まで		本 年 度					翌年度以降		備考			
						事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国 庫 補助金	国 庫 補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費
							円	円		円	円	%	円	円	円		円	
計																		

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及び機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及び補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費及び促進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。
- 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、農業競争力強化農地整備事業及び水利施設等保全高度化事業にあっては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 不発弾等事前探査については、工種欄には対象事業名を、事業量欄には水平探査面積（㎡）、鉛直探査量（箇所数及び削孔長（m））及び確認のための掘削量（㎡）を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。
- 国営造成施設管理体制整備促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。また、受益面積の欄は記入不要とする。
- 草地畜産基盤整備事業にあっては、次により記載すること。
 - 複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
 - 事業計画策定事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）第2の事業費の構成を記載すること。
 - 工種欄には、農村地域復興再生基盤総合整備事業において行う草地畜産基盤整備事業にあっては農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙9の運用第11に定める全ての事業工種並びに農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種をそれぞれ記載すること。
- 農村地域復興再生基盤総合整備事業（農村地域復興再生基盤総合整備実施計画に限る。）、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画作成事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業並びに水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。
- 土地改良融資事業等指導監督にあっては、本年度の事業量欄に統合整備推進委員会開催回数を、本年度の事業費欄、国庫補助金欄、国庫補助率欄及び国庫補助金以外の財源欄に当該事業に要する経費を記載すること。また、費目欄、受益面積欄、工種欄、総量欄、前年度まで欄及び翌年度以降欄の記載を要しない。

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業）の場合

事業名	地区名 (事業主体)		施行年度		年度～ 年度							備考		
	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降			
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源				
		円		円		円	円	%	都道府県費	市町村区	土地改良区その他	円	円	
計														

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、

- これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及び機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及び補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費及び促進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。
- 3 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業及び農業基盤整備促進事業にあっては、農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
 - 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
 - 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
 - 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
 - 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 - 8 不発弾事前探査については、事業量欄には水平探査面積(m²)、鉛直探査量(箇所数及び削孔長(m))及び確認のための掘削量(m³)を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
 - 9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表(第2の表)の事業等欄の(7)の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。
 - (1) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数及び指導予定地区数を記載すること。(指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、財務管理強化重点地区の指導のそれぞれについて記載すること。)
 - (2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度活用等推進指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。
 - (3) 土地改良区が行う土地改良区体制強化のうち統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。
 - (4) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち研修・人材育成にあっては、本年度の事業量欄に土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第6の2に定める研修ごとに実施予定回数を記載すること。
 - (5) 公募団体が行う土地改良区体制強化事業にあっては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。
 - 10 国営造成施設管理体制整備促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。
 - 11 草地畜産基盤整備事業にあっては、次により記載すること。
 - (1) 複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
 - (2) 事業計画策定事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - (3) 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - (4) 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領(昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知)第2の事業費の構成を記載すること。
 - (5) 工種欄には、農村地域復興再生基盤総合整備事業において行う草地畜産基盤整備事業にあっては、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2233号・24農振第2171号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙9の運用第11に定める全ての事業工種並びに農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙3に定める全ての事業工種をそれぞれ記載すること。
 - 12 農村地域復興再生基盤総合整備事業(農村地域復興再生基盤総合整備実施計画に限る。)、農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)及び農村環境計画策定事業並びに水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業(施設計画策定事業に限る。)にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄(支出科目ごとに記載すること)にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。
 - 13 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業(経営体育成促進換地等調整事業に限る。)及び農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業(経営体育成促進換地等調整事業に限る。)にあっては、「費目」欄に「換地等調整費」と記載し、「事業量」欄を「地区面積(ha)」欄に読み替えて記載すること。
 - 14 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業にあっては、「費目」欄に「収集運搬費」及び「補修費」と記載し、「工種」欄を「PCB廃棄物の種別」欄に読み替えて記載すること。

別紙第5

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経費の配分

費目	資金拠出 連合会数	事業費	事業費の内訳					備考
			国庫 補助金	地方連合会拠出金等			その他	
				地方公共団体補助金		土地改良区等拠出金		
				県	市町村			
		円	円	円	円	円	円	

(記載要領)

- 「費目」欄には、「資金造成」と「事務費」の別を記載すること。
- 資金造成にあつては、「事業費」欄に当該資金造成の総額を記載すること。

別紙第6

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全体計画の概要

各地方 連合会名	資金造成の明細					交付金の明細			備考
	資金拠出 土地改良 区等数	資金拠出区分				交付金交付 対象土地改 良区等数	土地改良施 設整備補修 総事業費	交付金額	
		土地改良区 等拠出金	地方公共団体補助金		国庫補助金				
		円	円	円		円	円	円	円

別紙第7

経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要す る経費（又は補 助事業に要した 経費）(A+B)	負担区分		積算の基礎	備考
		国庫補助金(A)	その他(B)		
計	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、低コスト農地整備推進実証事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「情報化施工の効果や課題の調査等」を記載し、補助事業者が農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体の場合は、「情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別紙第8

事業の内容及び計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、低コスト農地整備推進実証事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「情報化施工の効果や課題の調査等」を記載し、補助事業者が農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体の場合は、「情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

平成 年度〇〇事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。ただし、別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（補助事業者代表者） 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあつた事業の実施について、下記のとおり〇〇（注1）
したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

平成 年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。ただし、別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（補助事業者代表者） 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があつた標記事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況（別紙第9のとおり。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び低コスト農地整備推進実証事業にあつては別紙第10のとおり。）
- 2 事業着手 平成 年 月 日
- 3 事業完了予定 平成 年 月 日

別紙第9

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予算額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

(注) 間接補助事業については、事業一本にし、地区名欄に総地区数を記入すること。

2 事業別状況

地区名	費 目	実 施 計 画		出 来 高		進ちよく率 (B)/(A)	備 考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

- (注) 1 都道府県営事業については、備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
 2 間接費補助事業については、事業一本にし、地区名欄に地区数を記入すること。
 3 事業費の欄には施設整備工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては、資金造成と事務費を区分し、資金造成については、資金造成額を記載すること。
 4 不発弾等事前探査及び土地改良融資事業等指導監督費については、別紙第4に準じて記載すること。

別紙第10

事業等遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
計	円	円	%	円		

(記載要領)

- 1 「事業費」の欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、助成金の支払金額を記載し、低コスト農地整備推進実証事業にあつては、事業の出来高を記載すること。
- 2 「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、低コスト農地整備推進実証事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「情報化施工の効果や課題の調査等」を記載し、補助事業者が農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体の場合は、「情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

平成 年度〇〇事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に定める補助事業者の区分に応じた提出先。ただし、別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1補助事業者の区分（1）、（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

都道府県知事（補助事業者代表者） 氏 名 ㊦

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定通知があつたことについて、下記のとおり事業を実施したので土地改良事業関係補助金交付要綱により報告する。
なお、あわせて精算額 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算書（別紙第11及び別紙第12のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第13、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び低コスト農地整備推進実証事業にあつては別紙第14のとおり。）
- 3 補助事業の成果（直接補助事業にあつては、別紙第4（土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第5及び別紙第6、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第7及び別紙第8）、別紙第15、別紙第16及び別紙第17（低コスト農地整備推進実証事業にあつては、別紙第7、別紙第8及び別紙第17）、間接補助事業にあつては、別紙第4、別紙第15、別紙第16及び別紙第17（国営造成施設管理体制整備促進事業補助にあつては別紙第4及び別紙第17）を添付すること。）
 （注）1 前年度から繰り越した分にあつては繰越分として、別に作成のうえ提出する。
 2 記の2の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう申請書を括弧書きで二段書にすること。
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日（間接補助金の交付完了年月日 平成 年 月 日）
 （注）間接補助金を交付している場合にあつては、事業の完了年月日に加え、間接補助金の交付完了年月日を（ ）書きで記載すること。
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもつから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第11

収 支 精 算 書

区 分	事業費 円	国庫補助金 円	国庫補助率 %	都道府県費 円	市町村費 円	土地改良区等費 円	備 考
〇〇事業工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計							

（注）予算額を上段（ ）書、精算額を下段に記入すること。

別紙第12

国 庫 補 助 金 精 算

区 分	補助金交付 決定額 円	精算事業費 総 額 円	国 庫 補 助 率 %	精算国庫 補助金額 円	概 算 払 受領総額 円	差引国庫補助金 未受領(変換)額 円	備 考
都道府県営 事業費 〔団体営(公社営) 事業費〕							

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備 考
国庫補助金 (1)適正化事業補助金 (2)事務費補助金 賦 課 金 (1)適正化事業賦課金 (2)事務費賦課金 そ の 他 計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備 考
交 付 金 事 務 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計	円	円	円	

3 国庫補助金精算

区 分	補助金交付 決 定 額	精算事業費 総 額	国 庫 補助率	精算国庫 補助金額	概算払 受領総額	差引国庫補助金 未受領(返還) 額	備 考
適正化事業補助金 事務費補助金 合 計	円	円	%	円	円	円	

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計	円	円	円	円	

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、低コスト農地整備推進実証事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「情報化施工の効果や課題の調査等」を記載し、補助事業者が農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体の場合は、「情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討」を記載すること。

別紙第15

地区別検査調書

(都道府県営事業の場合)

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日	竣工検査		備考
					(竣工年月日)	検査年月日	検査責任者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量及び 試験費							
		計						
	用地費及び 補償費							
		計						
	〇〇費							
		計						
	合計							

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約書ごとに記載すること。
2 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

(団体営(草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業)事業の場合)

地区名	事業主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

別紙第16

残材料直営調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあっては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

別紙第17

財産管理台帳(令第13条第1号から3号までの財産、要綱第17の財産)

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限 年月日	処分の類別	処分年月日	補助金 返還額	
						円	円						円	

- (注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。
2 備考欄に当該事業に係る補助率等を記載すること。

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記2に定める補助事業者の区分に応じた決定者等） 殿

都道府県知事（補助事業者代表者） 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容確認のため以下の資料を添付すること。なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ① 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ② 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ③ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類を併せて提出すること）
- ④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容確認のため以下の資料を添付すること。なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ② 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ④ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第7号（第19関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補 助金相当額	支 出 済 額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額		
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容	金 額	
		千円
		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容	金 額	
		千円
		千円
		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		%(B/A)

(注)

1. 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
2. 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。
<「(2)(1)以外の支出」の具体例>
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
3. 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
4. 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
5. 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。